

### 交付の条件

- ① 取得価格 1,000 万円以上の費用で工場・店舗を**新設**したとき。
- ② 取得価格 500 万円以上の費用で工場・店舗を**増設**したとき。

交付対象	交付率
新たに固定資産税が課せられた年	翌年度に支払った固定資産税額の全額
上記の翌年（2年目）	翌年度に支払った固定資産税額の7割
上記の翌年（3年目）	翌年度に支払った固定資産税額の5割

※ 1 件の申請に対する年度の補助金の上限は、100 万円です。

※ 購入による敷地の拡張は、増設に該当します。

### 対象となるもの

区分	業種	対象資産	取得価格に含まれる資産
工場	建設業	土地 建物 機械 機具、備品	事務所及び機械置場敷地等 事務所、資材倉庫、車庫等 パワーシャベル、ブルドーザー等 製図機、型わく、足場等
	製造業	土地 建物 構築物 機械 器具、備品	工場及び駐車場敷地等 工場、事務所、倉庫等 塀、舗装等 工作、製造、検査等の機械設備 複写機、事務机等
店舗	卸売、小売業サービス業運輸業	土地 建物 構築物 機械 器具、備品	店舗及び駐車場用地等 店舗、倉庫、車庫等 舗装等 フォークリフト等 商品棚、レジスター等
	ただしサービス業は、旅館業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、自動車整備業及び駐車場業のみ		